

会津大学研修員規程

(平成18年4月1日規程第70号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第42条及び会津大学大学院学則第42条に規定する研修員に関して必要な事項を定めるものとする。

(受入時期等)

第2条 研修員の受入時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、学長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 研修員の研修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、研修員を派遣する団体からの申し出に基づき、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で研修期間を延長することができる。

(派遣の手続)

第3条 研修員を派遣しようとする団体等は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研修員派遣願(様式第1号)
- (2) 研修員調書(様式第2号)
- (3) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第4条 研修員の受入れに当たっては、別に定めるところにより選考を行う。

(受入の手続)

第5条 学長は、前条に定める選考に合格した者に対して通知を行い、研修に関する指導教員を決定するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書(様式第3号)に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の手続きを完了した者に対して、受入れを許可するものとする。

(研修員証)

第6条 研修員には、研修員証(様式第4号)を交付する。

- 2 研修員は、研修員証を常に所持しなければならない。

(研修料等)

第7条 研修員を派遣しようとする者は、研修期間中、研修料を納入しなければならない。
2 前項に定めるもののほか、実験、実習又は実技に要する経費は、研修員の負担とする。

(研修の方法)

第8条 研修員は、指導教員の承認により本学の施設及び設備を利用することができる。
2 指導教員は、研修員に対する指導上必要と認める場合は、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障がない範囲において、当該他の教員が担当する授業科目を研修員に受講させることができる。

(規程の遵守)

第9条 研修員は、本学の学則及び諸規程を遵守しなければならない。

(研修の修了)

第10条 研修員が、指導教員の承認のもとに研修の成果を本学に提出したときは、学長は研修修了証明書(様式第5号)を交付することができる。

(許可の取消し)

第11条 研修員が本学の学則及び諸規程に違反したとき又は研修員としての本分に反したときは、学長は教授会の議を経て、第5条第3項の規定による許可を取消することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

様 式 略